



八千代市監査公表第2号

平成30年5月21日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 緑川 利行

平成28年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該  
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成29年5月1日付け八監第53号により提出した平成28年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
総合防災課	要望事項	<p>1 災害用井戸の整備について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>市内小中学校に設置している災害用井戸については、半数近い 15 か所が飲料水として適さないことから、災害時に備え計画的に整備されたい。</p> <p>(平成 26 年度及び平成 27 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 26 年度及び平成 27 年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き計画的な整備について検討されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の水質基準値を超過し、飲用不可となっていた災害用井戸については、上下水道局や業者への聞き取り調査を実施するなど、その取扱いについて検討してきたところである。</p> <p>このような状況の中、災害時における飲料水の確保という観点から、災害用井戸の取扱いを見直し、今後の飲用可否についての判断基準等を定めた「八千代市災害用井戸に関する取扱方針(以下「取扱方針」という。)」を平成 30 年 2 月に策定した。</p> <p>この取扱方針では、「飲用井戸等衛生対策要領(昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知)」に基づく 11 項目の水質検査に、上下水道局からの助言を踏まえ、更なる安全性の担保として、「塩素要求量」と「アンモニア態窒素」の 2 項目を加えた 13 項目の水質検査結果等に基づき、飲用の可否を判断することとした。</p> <p>その結果、取扱方針を策定するまで飲用不可としていた 17 か所の災害用井戸のうち、16 か所は飲用可となり、災害時は飲用として活用することとし、残り 1 か所の勝田台小学校については、取扱方針の策定後も飲用不可となるため、引き続き費用対効果を含めて対策を検討してまいります。</p> <p>なお、災害用井戸の取扱いに係る市民への案内については、市ホームページや防災訓練及び自主防災組織連絡協議会総会などにおいて、周知を図ることとします。</p>